

令和6年度液石法に基づく立入検査結果について

令和6年度において、中部近畿産業保安監督部近畿支部所管の液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(以下「法」という。)に基づき実施した立入検査の結果についてお知らせします。

記

1. 立入検査実施件数 17事業者 17事業所

2. 立入検査結果

- (1) 嚴重注意 立入検査において、重大な法令違反等が確認された事業者については、中部近畿産業保安監督部近畿支部長名による行政指導(嚴重注意文書の交付)を行うこととしている。
令和6年度は、該当なし。
- (2) 改善指示 立入検査において、法令に抵触する事案が認められ、改善の必要があると判断した事業者に対しては、保安課長名による改善指示を行うこととしている。
令和6年度は、3件に対して改善指示を行った。

【改善指示内容】

	改善指示内容	根拠条文	件数
1	代表者の変更が行われているものの、保安機関変更届が提出されていない。	法第35条の4において準用する同法第29条第2項第1号	1
2	保安業務実施状況報告が提出されていない。	法施行規則第132条	1
3	過去に液化石油ガスの漏えいに係る事故が複数件発生しているにもかかわらず、事故届の提出が行われていない。	高圧ガス保安法第63条第1項	1